

令和6年8月13日

患者さん各位
関係者各位

私物の持ち込みについてのお願いと 私物管理料の徴収について

令和6年10月1日より、感染対策及び防犯・防災上の観点から、病室内に持ち込むことができる私物について、容量（数量）を限定させていただきます。

病室内に持ち込むことができる容量（数量）の目安は、「床頭台」と「ロッカー等」の2か所に収納可能な容量（数量）とさせていただきます。

床頭台とロッカーに収納できない私物（貴重品以外）については、当院にて私物保管庫で管理料（3段ボックス1個あたり、1日110円（税込））を徴収した上で保管をさせていただきます。

現在、病室内に私物（衣類等）を置かれている患者さんは、令和6年9月30日（月曜日）までに整理をお願いいたします。また、私物保管庫にて私物管理を希望される方は、手続きを行いますので、当院スタッフまでお知らせ下さい。

また、ご不明な点がございましたら、お気軽に当院スタッフまでお尋ね下さい。

公益財団法人 松原病院
院長 山田 淳二